



△道路行政に關係ある法律命令、訓令、通牒等苟くも道路行政に當る人々の知らざるべからざることは凡て本欄に於て紹介す

△道路行政に關し生じたる疑問は本欄に於て回答するを以て會員諸氏は隔意なく質問あらん事を望む

行政判例

(收用審査會の裁決取消の訴、昭六、二五五號、昭和六、一一、四宣告)

○土地收用法第十九條に依り公告すべき土地細目の範圍

○關係人に對する通知又は協議の効果

○殘地施設の必要の有無に關する認定

〔事實〕 徳島縣川島町長は昭和五年五月二十七日内務大臣の事業認定に係る同縣立麻植中學校に通ずる道路新設の爲原告(川島神社)所有の土地を收用するの必要を生じ同六年七月一日原告に

協議したるも不調に歸したるに因り被告(徳島縣收用審査會)に對し之が收用の裁決を申請し被告は同年九月二日裁決を爲したる處原告は之に服せず本訴を提起したるものなり。

〔判旨〕 ○土地收用法第十八條には「起業者が内務大臣の認定の公告の後三箇年内に第十九條の申請を爲さざるときは其の認定は效力を失ふ」とあり、同法第十九條第一項には内務大臣の認定の公告の後起業者の申請に依り地方長官は收用又は使用すべき土地の細目を公告し又は之を土地所有者及關係人に通知すべし」とありて、起業者に於て申請し地方長官に於て公告すべき土地の細目は必ずしも内務大臣の認定したる事業に必要な土地の全部たるを要せず、起業者が現實に收用又は使用すべき土地の細目を以て足るものと解すべきを以て、起業者が申請し地方長官が公告したる土地の細目が内務大臣の認定したる事業に必要な土地の全部ならざるの故を以て内務大臣の事業認定は效力を失ひ又地方長官の土地細目の公告は違法なりとするを得ず。

○假に第三者たる池本周市及前田久平が土地收用法第五條の關係人にして起業者が右兩名に對し通知又は協議を爲さざりしとするも之に因り原告の權利を傷害したるものと爲すを得ざるが故に之を以て被告の裁決を違法なりとなすを得ず。

○本件新設道路の内測點二三號、二四號間の道路面は原告佐々木丈平所有の字春日原四百二十八番田二反六畝二十四歩の内三畝二

十七歩の収用に依る殘地二反二畝二十七錢の田面より低位に在るも該道路と殘地との間には収用地内に用水路を設置し且之に相當の土留工事を施工することゝ爲り居れることを、又測點二四號、二五號間の道路面は右殘地の田面より高位に在ることを認むるに十分なるが故に右殘地の田に畦畔を設置するの必要を認めず從て畦畔設置の必要を理由とする原告の請求は理由なし。

民事判例

(土地収用補償金請求事件大審院昭六、(オ)第一、
三六三號、昭和七、三、五宣告)

○數個の土地と土地収用補償額算定方法

〔事實〕 愛媛縣今治市長に於て市道廣小路線道路改築の爲、上告人(今治市本町梶田伊三郎)所有に係る今治市本町道路と改築廣小路道路との南西に位置し、接続矩形地を爲せる今治市本町二十五番地外三筆宅地を収用するに當り、地番毎に評價し補償せる處、所有者は之を不服とし出訴したるものなり(二審は廣島控訴院)

〔判旨〕 案ずるに同一人の所有する地番を異にする數個の土地が相集りて一區劃の土地を形成せる場合に、其の各地番の土地の價額を合算したるものと、一區劃全體としての土地の價額と相異るときは、其の人の財産を評價するに當りては其の多額なる方の

價額に依りて之を算定すべきや論を俟たざる所なるが故に、斯る土地が土地収用法に依りて収用せられたるが爲に被る土地所有者の損失も亦其の多額なる方の價額に依りて之を評定すべきものと謂はざるべからず。而して土地収用法は被収用者が収用に因り被りたる實際の損失を補償する事を期するものにして、必ずしも地番を異にする個々の土地に付、各別に補償を爲すべきことを命ずるものに非ざれば、敍上の如き土地が収用せらるゝ場合には其の補償額は右多額なる方の價額を標準として定むるを正當とす。然るに原判決は本件の土地収用に依り収用せられたる上告人所有の土地は、今治市大字本町二十五番地^甲一宅地四十一坪六合五勺外^乙數筆の土地にして之等の土地は相合して一團の土地を形成せることを確定しながら、其の収用に因る補償額を算定するに際りては縦令各地番の土地の價額を合算したるものと其の一團の土地としての價額と相異れりとするも、各地番毎に別々に評定すべきものなりと判示し、之を理由として一團としての土地の價額に依り補償額を定むべきものなりとの上告人の主張を排斥せるが故に、原判決には土地収用法の適用を誤りたる違法あるものにして、上告人敗訴の部分は全部此の點に於て破毀を免れず。

〔參考〕 場合は異なるが本判旨に似通ふた次の如き行政判例がある(藤村生)

甲乙の兩地一體を爲せる場合に於て乙地の一部が収用せられた

る爲に其の殘地たる甲乙兩地の價格減少したるときは之に對し補償を爲すべきものとす(明治四五、六、一七宣告)

質 疑 應 答

問 既設専用軌道に連絡すべく新に延長線と見做すべき線路敷設許可申請の場合該部分に道路併用區間存せざるとき既設専用軌道と同一法令(大正十二年内務省令第四五號軌道法ノ用ニ供セサル)に依り之を處理し得ざるや。(駿府生)

答 新に敷設せむとする軌道が既設軌道の引伸したる關係にある場合は既設軌道と同一法令の下に規律すべきものである。之に反し單なる連絡關係にあるに過ぎざる場合に於ては、別個に觀察すべきであつて、從て同線路が専用鐵道規程の定むる要件を具ふる場合の外は、府縣に於て制定せる土木工事取締規則に依り規律すべきものと解する。(藤村藤治)

問 道路の占用に付ては道路法第二十八條に於て管理者の許可又は承認を受くべき旨の規定ある處占用の爲工事を伴ふものに付ては更に工事執行に付許可又は承認を受くることを要するや。(H・F・生)

答 占用を爲す爲の工事執行は占用の許可承認の範圍に屬するも

のであつて、工事執行に付て更に許可承認の申請を爲すを要せない。(占用の申請に付ては占用の爲にする工事の設計書及圖面等の添付を必要とするものである) 尙工事の執行方法を變更するときは、占用の條件の變更となるから、之か變更に付更に許可承認を受くることを必要とする。(藤村藤治)

問 土地收用法第二十五條に依れば土地所有者及關係人は裁決申請書縦覽期間の初日より二週間に地方長官に意見書を差出すことを得る旨の規定あり右初日以前に意見書を差出したる場合に於ても尙有效なりや。(土木研究生)

答 土地收用法第二十五條に於て縦覽期間の初日よりと規定したのは、單に意見書提出期間の終期を明確に定むるの趣旨(明確なる起算點に依り)と解すべきである。從て起業者が收用審査會に對し裁決申請を爲したる後に於ては縦覽前に於ても意見書を差出すことを得るものである。尙次の行政判例を参照せられたい。

(藤村藤治)

意見書は起業者の裁決申請に對し提出するものにして市町村長の關係書類を縦覽に供する行爲に對し爲すものに非ざるが故に土地收用法第二十三條に依る起業者の裁決申請ありたる以上は同法第二十四條の縦覽期間の初日以前に於ても意見書を提出することを得るものと解するを相當とす(昭和二、四、一六宣告)